



弁護団だより

みんなして

No.33 発行 2014年10月

「生業を返せ、地域を返せ！」

福島原発事故被害弁護団

TEL : 03-3379-6770

【 最近の動き 】

東電・国・各地の動向	弁護団・原告団の取り組み
9月09日 福岡、避難者が提訴	9月15日 第8回期日（福島地裁）
9月10日 広島、避難者が提訴	9月21日 相双支部合同記入会（南相馬）
9月11日 政府、吉田調書を公開	9月26日 弁護団会議（東京）
10月1日 川内村、避難指示一部解除	9月27日 沖縄支部記入会（今帰仁村）
	9月28日 沖縄支部記入会（那覇市）

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟第8回期日のご報告 ～ “吉田調書” も審理対象へ ～

1. 多彩なゲストを迎えて

9月16日、「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟の第8回期日が、福島地方裁判所において開かれました。この日の期日では、国と東電、そして原告側がそれぞれ書面を提出し、原告団会津支部に属し、林業に従事している原告の方が意見陳述しました。

国の書面は、規制権限の不行使を判断するに際して行政の裁量を否定する原告らの主張は誤りであり、O. P. +10メートルの津波到来につき国に予見可能性は認められず、経済産業大臣には基準適合命令を出す権限が事故当時にはなかったとするもの（準備書面8）、東電の書面は、10メートル超の浸水高の津波では電源喪失するとは考えられず、事故前に本件津波を予見するような科学的知見は確立されていなかったとするもの（準備書面10）原告らの主張する精神的損害は中間指針などで示されている精神的損害と重なるものであり、賠償は中間指針などで示されている対象者と水準で十分であるとするものです（準備書面11）。



原告側の書面は、国が、情報収集・調査義務、敷地高を超える津波対策をとらせる権限、長時間の全交流電源喪失に陥らないよう対策をとらせる権限のいずれについても、そのような権限はなかったと批判するもの（準備書面24）、ふるさと喪失にかかる被害を明らかにす

に答え、彼らが迷いなく勝訴判決を下せるよう、できる限りのこと全てをやり尽くさなければならぬ」と決意を語りました。

前号の弁護団だよりも“お願い”を掲載しましたように、原告団のみなさまには、この間、陳述書の作成や登記簿謄本の取得についてご協力をお願いしています。裁判所の積極的な姿勢に負けないよう、私たちもペースアップしていく必要があります。重ねて、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

次回期日は、11月18日(火)となります。ぜひ福島地方裁判所にお集まりください！
(弁護士・馬奈木徹太郎)

第8回期日での原告意見陳述



原告・筑井誠さん（会津支部）

私は、猪苗代町に住み、林業を営んでいます。私は、山の中で鳥の鳴き声や花や木々の香りなど豊かな自然に囲まれながら仕事ができる林業が大好きです。山は、人が手を入れてこそ調和のとれた森林が育ちます。「たかが与作、されど与作」。誇りを込めて、私はこの言葉をよく使います。

立木を伐採すると、立木から出る粉じんを吸ってしまいます。立木の皮から8000ベクレルもの放射性物質が検出されました。毎日のように吸い込んでしまうことで、将来どんな影響があるのかとても不安です。相談窓口では、「仕事のときにマスクを付けてはどうか」と言われました。しかし、マスクをつけてみましたが、重労働なのですぐに息が上がり、暑さもあってとても仕事になりません。結局、マスクなしでせざるを得ない現状です。年配の私はまだしも、林業の将来を担い、子どもを作るであろう息子が一番心配です。

事故さえなければ、私たちはごく普通に林業をできていたはず。放射性物質のついた粉じんを吸い込む恐怖を感じなくて済んだはず。国や東電は、被害を受けた人々を救済し、責任をもって、健康への心配をせずに林業を続けられるようにしてほしいです。

第1次～第3次の原告のみなさまへ 会費納入のお願い

弁護団は引き続き、2年目の会費を集めています。年会費は弁護団の訴訟活動の費用に充てられます。

まだ納入されていない方は、年会費6000円の納入にご協力をお願いします。

【振込先】

みずほ銀行 川崎支店

普通預金口座 4425545

口座名義：福島原発事故被害弁護団

(ふくしまげんぱつじこひがいべんごだん)

お振込の場合は、こちらの口座にお振込みください。↗

郵便振替口座もできました！振替用紙をご希望の方は、弁護団・各支部の原告団世話人にご依頼くだされば、お渡します。



原告陳述書 記入会スケジュール

前号の「みんなして」でもお知らせしたとおり、原告のみなさまにアンケート方式の陳述書に記入していただき、証拠として提出します。

各支部で、この陳述書を原告みんなして記入する会を開催します。

この陳述書が裁判の行く末を決めると言っても過言ではありません。

陳述書を書け書けと繰り返し言われているが、書き方がわからない！という方、記入会に参加して、弁護団の支部担当の弁護士や支部の世話人と一緒に陳述書を書きましょう。

【当面のスケジュール】

- ・福島支部 10月15日(水) 10時 福島民商
10月15日(水) 13時30分 賠償させる松川の会
船橋集会所(福島市松川町浅川川久保9-2)
- 10月18日(土) 13時30分 桑折町の会 桑島公民館
- 10月18日(土) 18時30分 桑折町の会 桑島公民館
(夜の部もやる可能性有り。)
- 11月09日(日) 13時30分 国見の会
観月台文化センター(福島県伊達郡国見町藤田観月台15)
- ・県中支部 10月04日(土) 18時～ 郡山労働福祉会館
- ・相双支部 10月18日(土) 13時～ 相馬はまなす館
- ・県南支部 調整中
- ・会津支部 調整中
- ・いわき支部 未定
- ・米沢支部 10月17日(金) 19時～ 万世コミュニティセンター
- ・沖縄支部 09月27日(今帰仁)、28日(那覇)
10月12日(時間場所調整中)



★ホームページ、フェイスブック、ツイッターで、弁護団の情報を随時紹介しています。ぜひご覧ください。

- ・ホームページ ▣ <http://www.nariwaisoshou.jp/>
- ・facebook ▣ <https://www.facebook.com/nariwaikaese>
- ・Twitter ▣ @NARIWAIbengodan (なりわい弁護団)

★フェイスブックでは「いいね！」が1000件を超えました！

※題字「みんなして」は、安田純治弁護士の筆によるものです。